

平成29年4月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業を始めますⅡ

前号（広報かねやま1月号）は、介護予防・日常生活支援総合事業の概要をお伝えしました。本号は、利用の流れについて説明します。介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護認定で要支援認定を受けた方や基本チェックリスト（運動、栄養、口腔、認知機能のチェック）による確認を実施し、生活機能の低下がみられた方が利用できます。

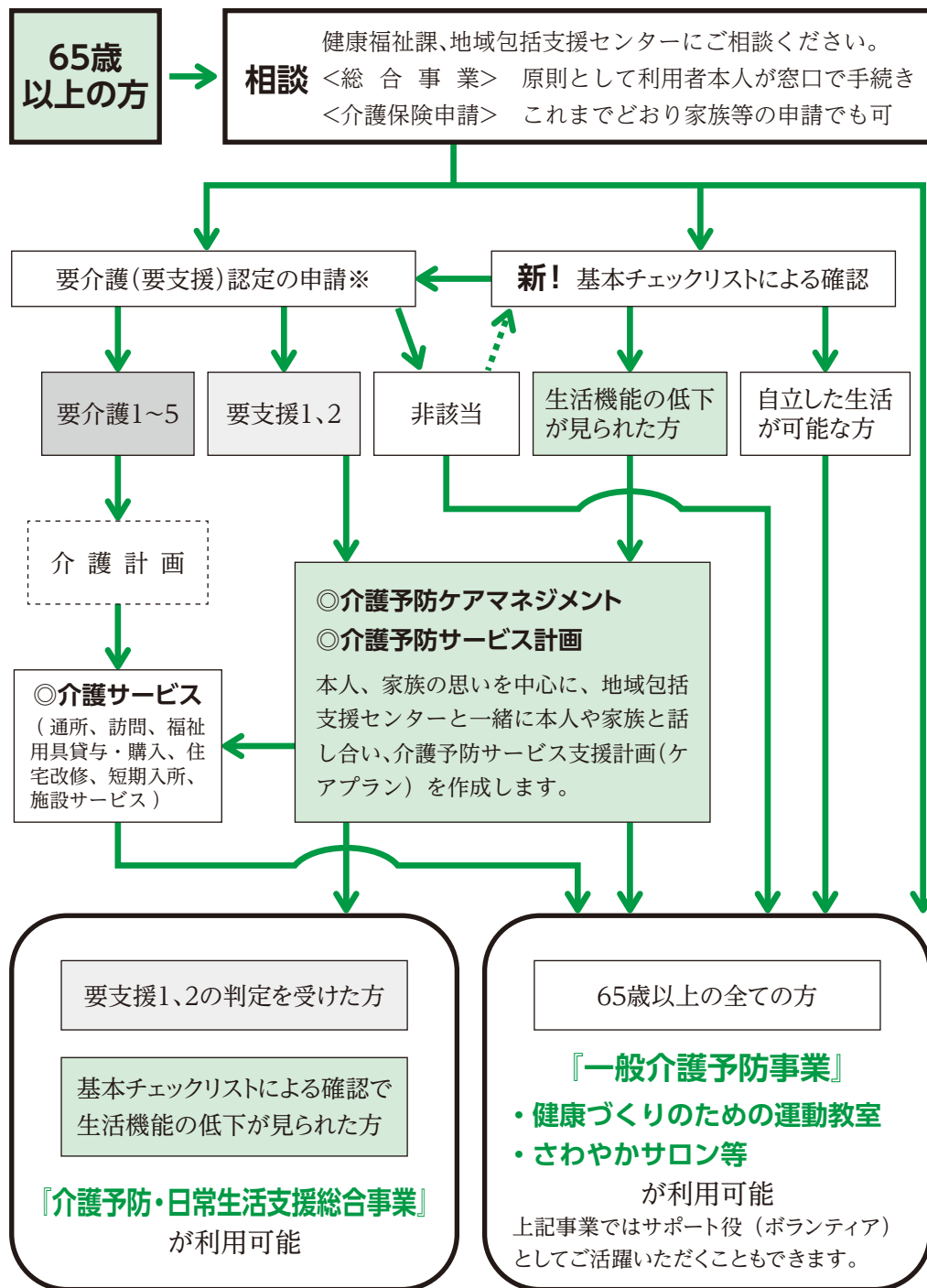
☎ 役場健康福祉課医療介護係 ☎ 52-2111（内線268）

## 前号の復習！ 総合事業の概要

高齢化社会が進むなかで、高齢者自身も要介護状態となることを自分で予防することが大切です。介護保険制度としては、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。金山町では、平成29年4月から総合事業を実施します。

総合事業では、これまで要支援1、2の認定を受けていた方に提供していた予防給付（介護保険料からの給付）を町の事業（介護保険料以外の財源）に移行します。

介護予防訪問介護や介護予防通所介護のみを利用の方がサービスの利用を希望する場合には、健康福祉課窓口で基本チェックリスト（生活機能を確認する質問票）に回答することにより要支援認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります（介護保険の申請が不要となります）。



※これまで同様、認定調査・主治医の受診を経て認定審査会で審査されます。(補足)総合事業対象者になった後や、総合事業サービスを利用した後でも、状態に合わせて必要ときは要介護(要支援)認定を申請することができます。